別表六の十一(五)付表の記載要領等第１号中「連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、同第十一号中「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に改め、同第十一号中

「「個　別　税　額　控　除　割　合
((11)、(12)又は(13))＋((11)、(12)又は(13))×(14)　(15)　も
（小数点以下３位未満切捨て）
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　」」

を

「「個　別　税　額　控　除　割　合
((11)、(16)又は(17))＋((11)、(16)又は(17))×(12)　(18)　に、「平成31年４月１日」を「令和３年４月１日」に、「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に改める。
（小数点以下３位未満切捨て）
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　」」

別表六の十一(六)の表を次のように改める。